

教育・保育提供区域の設定について (必須記載事項)

<国の基本指針>

- 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる「需給調整」の判断基準となることを踏まえて設定する。
- 原則、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じた共通の区域設定とする。ただし、子どもの「認定区分」や地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに、施設や事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じ、これらの区分・事業ごとに設定が可能。

■豊川市における教育・保育提供区域設定の考え方（案）

教育・保育施設等（認定こども園、保育園、幼稚園の教育・保育施設及び小規模保育事業、家庭的保育事業等の地域型保育事業）と地域子ども・子育て支援事業では、広域利用の実態や事業展開の単位から異なることから、共通の区域設定を行うことが困難であると考えるため、それぞれの区域を設定する。

●教育・保育施設等

地理的要件、人口、地域性、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備状況等の要件を勘案して、東部、南部、西部、北部の4つの区域とする。

●地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業13事業については、市内全域が対象となるもの、広域的に利用実態があることなどから区域を分けることなく、豊川市を1つの区域とする

<豊川市の現状>

●区域別教育・保育提供体制等

項 目				東部	南部	西部	北部	全体
就学前児童数				2, 575	2, 495	2, 384	3, 139	10, 593
小学生児童数				2, 738	2, 674	2, 642	2, 929	10, 983
保育所箇所数				11	12	13	12	48
幼稚園箇所数				4	1	1	0	6
利用者数	1号認定対象	3 ～ 5 歳	幼 稚 園	802	271	363	0	1, 436
	2号認定対象		保 育 所	764	989	929	1, 123	3, 805
			認 可 外 保 育 施 設	0	0	0	0	0
	3号認定対象	0 ～ 2 歳	保 育 所	207	332	262	350	1, 151
			家庭の保育・ 小規模保育 (地域型保育)	0	0	0	0	0
			認 可 外 保 育 施 設	0	0	0	0	0

(注)

1. 児童数については、保育所は平成25年4月1日、幼稚園は5月1日現在となっています。
2. 地区別の児童数は、その地区に所在する保育所及び幼稚園の在園児数です。
北部地区に幼稚園はありませんが、北部地区から他地区の幼稚園に在園している児童がいます。

●地域子ども・子育て支援事業（１３事業）

法で定める地域子ども・子育て支援事業	豊川市の現状	
	実施状況	事業概要
①利用者支援	—	（教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供をおこなうとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等もおこなう。）
②地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター つどいの広場 児童館	子育て支援センター、つどいの広場、児童館など親子が気軽に集まることができる地域の拠点となる事業・施設において、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う。
③妊婦健診	妊婦健康診査	妊婦に対し、妊婦健康診査受診票を交付。妊娠期間中１４回までの妊婦健康診査を助成する。
④乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業	生後４ヶ月までの乳児がいる全ての家庭へ、保健師、助産師等が訪問し相談に応じる。
⑤養育支援訪問事業 その他要支援児童、 要保護児童等の支援 に資する事業	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談を受け、支援、助言等をおこなうことにより虐待に至ることを防ぐ。
⑥子育て短期支援事業	子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者が病気等により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において短期間（１週間程度）子どもを養育・保護する。
⑦ファミリー・サポート センター事業	ファミリー・サポート ・センター	保育所までの送迎、保育終了後や外出時等の一時預かりなどの子育てに関する援助を、受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）が相互に会員となり、助け合う会員組織で、会員間のコーディネート（紹介など）やサポートなどを通して相互援助活動を支援する。
⑧一時預かり	一時的保育	保護者が病気や家族の看護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育する。
⑨延長保育事業	延長保育	保護者の始業・終業時間や通勤等により、通常保育時間では対応できないニーズに対応するため、保育時間の延長を行う。
⑩病児・病後児保育事業	病後児保育	病気の回復期にあり、普段通っている保育所などに通うことができない子どもを、病院に付設された施設で一時的に預かる。
⑪放課後児童クラブ	児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童の健全な育成を図るため、授業の終了後に適切な遊びの場と生活の場を提供する。
⑫実費徴収に係る補足 給付を行う事業	—	—
⑬多様な主体が本制度 に参入することを促 進するための事業	—	—